

新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が5類に移行します

5月8日(月)から、新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類が2類相当から5類に移行します。それに伴い、受診できる医療機関や療養方法などの対応が変わります。主な変更点は下記のとおりです。詳しくは、厚生労働省のホームページ(右記)を確認してください。



主な変更点	これまで	5/8	5類に移行後
受診できる医療機関	指定されたコロナ対応の医療機関で受け入れ		幅広い医療機関で受け入れ
陽性になった時の療養の方法	入院、宿泊療養、自宅療養		入院は医師による判断。宿泊療養施設は終了
陽性になった時の外出について	原則、発症後7日間の外出自粛要請		外出自粛要請なし。個人の判断<推奨> ●発症後5日間は外出を控える ●5日目に症状が残っている場合は、症状が軽くなってから24時間は外出を控える ●10日が経過するまでは、不織布マスクを着用し、高齢者など重症化リスクの高い人との接触を控える
濃厚接触者	原則、5日間の外出自粛要請		濃厚接触者の特定、外出自粛要請なし<推奨> ●同居の人が陽性になった場合、5日間は体調に注意し、7日間は不織布マスクを着用し、高齢者など重症化リスクの高い人との接触を控える
医療費の公費支援	検査費用とコロナ治療薬、入院費は公費		保険診療(原則、自己負担)

発熱など感染の心配のある時は、かかりつけ医や相談センターなどに相談を

- 市受診・相談センター(☎027-381-6112)…月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分(開設時間以外は県受診・相談センターへ)
- 県受診・相談センター(☎0570-082-820)…24時間

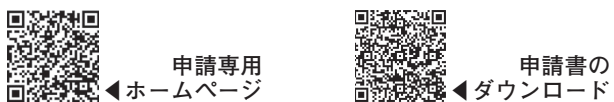
県ホームページで、熱のある人などの診療・検査を行う医療機関の最新の一覧が見られます▶



春開始接種の接種券申請方法

- 対象となる人** 次のいずれかに当てはまる12～64歳で、4回目接種時に発行申請をしていない人です。診断書などは必要ありません。(以前の接種券が手元にある人は、引き続き使用できるため申請は不要です)
- ①基礎疾患があり、通院か入院をしている
 - ②肥満度を表す指標・BMIが30以上
 - ③新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いと医師に認められた
 - ④医療従事者・高齢者施設などの従事者

申請方法 市ホームページ(下記)かファクス・郵送で受け付けます。ファクス・郵送での申請は、市ホームページから申請書をダウンロードして記入し、ファクス(☎027-381-6125)で送るか、〒370-0829 高松町5-28市総合保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種対策室へ郵送してください。



ワクチン接種の移動支援を行っています

市は、高齢者と障害のある人を対象に、ワクチン接種の移動支援を行っています。市内の路線バスで使えるバス乗車補助券500円分を接種券と一緒に送付。接種会場までの移動手段がない対象者には、市の公用車やタクシーでの送迎を実施しています。希望する人は、市のワクチン接種の予約電話か、高崎市コロナワクチン問合せ電話に相談してください。

市最新情報は市ホームページへ▶

ワクチンについての疑問は

厚生労働省のホームページで、新型コロナウイルスのワクチン接種の効果など、ワクチンについてのQ&Aが見られます。



公用車やタクシーでの送迎を継続

個別接種と集団接種を実施。接種を受けやすい環境を整えます

新型コロナウイルスのワクチン接種などのお知らせ

春開始接種が5月8日(月)から始まります

今年度のワクチン接種は、春開始接種(5～8月)と秋開始接種(9～12月)に分けて行います。5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行しますが、ワクチン接種は引き続き無料で行います。今回号では、ワクチンの春開始接種と、5類移行後の医療体制や療養方法などの変更点についてお知らせします。問い合わせは、ワクチン接種については高崎市コロナワクチン問合せ電話(☎027-395-7300)へ、5類移行後の変更点については保健予防課(☎027-381-6112)へ。

重症化リスクの高い高齢者などが対象の任意の接種です

春開始接種の期間は、5月8日(月)～8月末です。従来株とオミクロン株の両方に対応した「オミクロン株対応ワクチン」を使用。前回の接種から3か月経過すれば接種可能です。市内約200か所の病院や診療所で行う個別接種と、市役所など市内7か所に開設する集団接種を実施。費用は無料で、接種は任意です。対象は、接種を2回以上受けた、次のいずれかに当てはまる人です。

- 65歳以上
- 12～64歳で基礎疾患がある
- 医療従事者
- 高齢者施設などの従事者

対象となる基礎疾患など詳しくは、市ホームページで確認してください。

接種券を順次発送中

申請が必要な場合があります。対象者のうち、65歳以上の人と、4回目の接種時に接種券を申請した人には、接種時期に合わせて、順次接種券を発送しています。その他の対象者で接種を希望する人は、接種券の発行の申請が必要です。詳しくは、左ページの申請方法の案内を参照してください。

対象となる基礎疾患はこちら▶

子どもと1・2回目の接種は引き続き実施します

6か月～11歳の接種と、12歳以上の1・2回目接種の実施期間が、来年3月まで延長されました。手元にある接種券で引き続き受けられます。

接種の予約はインターネットが便利です

- インターネットは専用ホームページ(右記)へ24時間受け付け
- 電話は予約電話へ☎0120-08-5670 月～金曜日、午前9時～午後6時



障害のある人などの接種の相談は障害者支援SOSセンター・ばるーんへ

手話通訳が必要な人や障害のある人は、障害者支援SOSセンター・ばるーん(市総合保健センター2階。火～日曜日☎027-325-0111)で、ワクチン接種に関する相談や予約などが行えます。ファクス(☎027-325-0112)などでも受け付けます。